

◎ 農地法関係申請書等の添付書類一覧

令和7年4月更新
名取市農業委員会

申請書・届出書等種別	4条申請書	5条申請書	(農地法第5条許可関連)	3条申請書	4条届出書	5条届出書	(農地法第5条届出関連)	買受適格証明願 現状変更届出書	農地法施行規則 第29条第1号の届出書	非農地証明願	(農地法第3条関連) 買受適格証明願
	申請書提出部数		3部	4部	3部	3部	1部			2部	
	添付書類提出部数		正本1部・副本1部			1部					
添付書類	許認可権者			宮城県知事		名取市農業委員会会長					
住民票抄本(申請人が市外在住の場合のみ)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
土地登記事項証明書 (各筆毎。全部事項証明書に限る。申請の3ヶ月以内のもの)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
戸籍附票又は住民票の抄本 (土地登記事項証明書の所有者住所と現住所が異なる場合のみ)	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
法人関係の書類(申請人等が法人の場合のみ) (「定款または寄付行為」または「法人登記事項証明書」)	△	△	△	△	△	△	△				△
資産証明書または名寄帳の写し (生前一括贈与・経営移譲の場合のみ)				△							
耕作証明書 (譲受人が市外在住の場合のみ)				●				●	●		●
土地改良区意見書 (受益地内の場合のみ。確認先:名取土地改良区(電話022-382-5211))	○	○	○		○	○	○	○	○	○	
位置図 (申請地を朱書き)	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	
公図 (申請地を朱書き。公図は証明書(法務局の登記官押印有り)に限る。)	○	○	○		○	○	○	○	○	○	
土地利用計画図 (土留めや盛土高、出入口、排水計画を明示。建物は平面・立面図も必要)	○	○	○				○		○		
事業計画概要書	○	○	○								
【転用目的が太陽光発電設備設置の場合】 設置する太陽光パネル及びパワーコンディショナの仕様書	△	△	△								
求積図(部分的な転用の場合のみ)	△	△	△		△	△	△		△		
資金明細書 (融資証明・預金残高証明または預金通帳(表紙・最終ページ)の写し)	○	○	○								
関係法令の許認可書の写し(該当する場合のみ)											
①都市計画法第29条の開発行為許可 (担当:宮城県土木部建築宅地課)	△	△	△				△				
②都市計画法第43条の建築許可 (担当:宮城県土木部建築宅地課)	△	△	△				△				
③道路法第24条の許可(乗入口設置など) (担当:各道路の道路管理者)	△	△	△				△				
④公共物の使用許可 (担当:名取市建設部土木課土木総務係)	△	△	△				△				
⑤農振法第15条の2の開発行為許可 (担当:名取市生活経済部農林水産課水田農業係)									△		
⑥【転用目的が太陽光発電設備設置の場合】 (イ)「系統連携に係る契約のご案内」写し (ロ)「再生可能エネルギー発電事業計画の認定について」写し 又は「小売電気事業を営もうとする者の登録」写し (ハ)(ロ)が譲受人名義と異なる場合、(ロ)との契約書の写し	△	△	△								
⑦その他許認可等	△	△	△				△				
取水、排水の同意書	△	△	△				△		△		
現況写真(現場で区域の特定が困難な場合)	△	△	△				△		△	○	
工程表(工事が1年以上に及ぶもの又は一時転用の場合)	○	○	○								
非農地となった年月日が確認できる書類										○	
競売公告の写し			○				○				○
営農計画書(新規就農、法人参入の場合は必須)				◇							◇
地域計画変更申出書(市長あて) ※一時転用は除く	△	△									
その他参考となる資料 (区画整理地内等は、仮換地指定通知書及び使用収益開始通知書の写しを添付)	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇

○ .. 原則として添付

● .. 申請人が、名取市外に在住の場合のみ添付

△ .. 該当する場合は添付

◇ .. 特に必要と認めた場合に添付

※ 申請ができない場合等もございますので、必ず、申請前に、事前相談をお願いします。

※ 農地法第3・4・5条申請、非農地証明願、買受適格証明願については、毎月5日(5日が休日の場合は直前の平日)が締切日です。

※ 代理人が申請する場合は、委任状が必要です。

<お問い合わせ先>

名取市農業委員会事務局 (名取市増田字柳田80番地、電話 022-724-7154、メール noui@city.natori.miyagi.jp)